

何覽書

一各省官制通則外七勅令中改正，件
 一通信院官制改正，件
 右謹之上奏ニ恭ニテ
 聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院，議ニ
 付セリトシテヨリ請フ
 昭和二十年四月三十日
 内閣總理大臣野村吉三郎



山吹賞 5
4月6日



勅令第

號

第一條 各省官制通則中左ノ通改正ス

第一條中「運輸通信」ヲ「運輸」ニ改ム

第十二條第一項、第十三條ノ三及第十四條第二項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ改ム

第二條 運輸通信省官制中左ノ通改正ス

「運輸通信省官制」ニ改ム

第一條第一項中「運輸通信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

第三條第一項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ、同條第四項及第五項中「運輸通信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ改ム

山吹賞 5
4月6日



第十條第一項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ、同條第二項中「運輸通信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ改ム

第十一條第一項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ、同條第二項中「運輸通信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ改ム

第十二條、第十四條第二項及第三項、第十五條第二項、第十六條第二號並ニ第十七條中「運輸通信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ改ム

第十八條第一項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ改ム

第二十條中「運輸通信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ改ム

第二十一條第一項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ改ム

第二十二條中「運輸通信書記官」ヲ「運輸書記官」ニ改ム

日本郵政法
 第二十二條
 第二十一條
 第二十條
 第十八條
 第十一條
 第十二條
 第十四條
 第十五條
 第十六條

第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十四條ノ二第一項、
 第二十四條ノ三第一項、第二十五條第一項、第二十六條第一項、
 第二十七條第一項及第二十八條第一項中「運輸通信省」ヲ「運
 輸省」ニ改ム
 第二十九條中「運輸通信屬」ヲ「運輸屬」ニ改ム
 第三十條第一項、第三十條ノ二第一項、第三十條ノ三第一項及
 第三十一條第一項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ改ム
 第三十二條第一項中「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ、「運輸通
 信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ改ム
 第三十三條及第三十六條中「運輸通信大臣」ヲ「運輸大臣」ニ
 改ム

此處に「運輸通信省」の語句が用いられてゐるが、これは「運輸省」に改められたものである。

いんぎんをばいばいして
のまをばいばいして
のまをばいばいして
のまをばいばいして
のまをばいばいして

「運輸通信省」ヲ「運輸省」ニ改ム

第八條 昭和十八年勅令第六百三十一號中右ノ通改正ス

第一項及第二項中「通信院檢閲官」ヲ「遞信院檢閲官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ運輸通信省職員、職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラルサルトキハ運輸通信省職員ハ運輸省職員ニ、運輸通信事務官ハ運輸事務官ニ、運輸通信理事官ハ運輸理事官ニ、運輸通信省鐵道醫官ハ運輸省鐵道醫官ニ、運輸通信省鐵道調劑官ハ運輸省鐵道調劑官ニ、運輸通信省海防官ハ運輸省海防官ニ、運輸通信省航空官ハ運輸省航空官ニ、運輸通信省調査官ハ運輸省調査官ニ、運輸通信技師ハ運輸技師ニ、

所

運輸省

此の勅令は、郵政省の所管する郵便、電報、電話、無線電、航空郵便、郵便貯金、郵便生命保険、郵便年金及び此等ノ附帯業務並ニ年金恩給ノ支給其ノ他國庫金ノ受人拂渡ニ關スル事ヲ掌ル

勅令第 號

逓信院官制

第一條 逓信院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ郵便、電氣通信、

郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險、郵便年金及此等ノ附帯

業務並ニ年金恩給ノ支給其ノ他國庫金ノ受人拂渡ニ關スル事

務ヲ掌ル

第二條 逓信院ニ總裁官房及左ノ六局ヲ置ク

總務局

業務局

工務局

逓信監督局

凡事務人員已於十一月廿五日以前
之所有事務及一切事務
之移交手續業已完竣
其移交手續之詳細情形
業已登載於前報
其所有事務及一切事務
之移交手續業已完竣
其移交手續之詳細情形
業已登載於前報

第五條 業務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便及其ノ附帶業務ニ關スル事項

二 電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項

三 國際電氣通信株式會社ニ關スル事項

第六條 工務局ニ於テハ通信施設ノ建設及保存ニ關スル事務ヲ

掌ル

第七條 通信監督局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便及電氣通信ノ檢閲ニ關スル事項

二 電波ノ監視ニ關スル事項

第八條 貯金保險局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便爲替、郵便貯金及此等ノ附帶業務ニ關スル事項

この文書は、
1911年（明治44年）
の電報法改正に伴い
制定された電報法
の施行規則の一部
を示している。この
規則は、電報の
送受信の方法及び
料金等について
詳細に規定されて
いる。この規則は
電報の普及と
利用の促進に
寄与したと
考えられる。

- 第九條 電波局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 電波統制ニ關スル事項
 - 二 電波技術ニ關スル事項
 - 三 標準電波竝ニ標準電波施設ノ建設及保存ニ關スル事項
 - 四 無線電氣通信及其ノ附帶業務ニ關スル事項但シ公衆通信ニ關スル事項ヲ除ク

第十條 逓信院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一 總裁
- 一 次長

勳任 裁任

逓信院

逓信院

此は、大正十一年の
 勅令によるもので、
 官制の改正に
 関係するもの
 である。

局長	六人	勅任
秘書官	專任一人	奏任
書記官	專任三十四人	奏任
事務官	專任百十四人	奏任
檢閱官	專任十二人	奏任
技師	專任百二十六人	奏任 内五人ヲ勅任 スコトヲ得
醫官	專任五十四人	奏任 内一人ヲ勅任 スコトヲ得
調劑官	專任一人	奏任
囑	專任五千五百七十八人	判任
檢閱官補	專任百九人	判任
技手	專任四百八人	判任

内

判任

いんぎんがしんぎん
のまにまに
のまにまに
のまにまに
のまにまに
のまにまに
のまにまに
のまにまに
のまにまに
のまにまに

- 第十六條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十五條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十四條 局長ハ總裁ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理ス
- 第十三條 次長ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス
- 以下ノ進退ヲ專行ス
- 第十二條 總裁ハ院務ヲ梳理シ所部ノ職員ヲ指揮監督シ判任官トス
- 第十一條 前條ノ職員ノ外遞信院ニ遞信手ヲ置ク判任官ノ待遇
醫官補 專任二十三人
調劑官補 專任十五人
屬補 專任五千九十四人
判任 判任
判任 判任
判任 判任

行
行

第十七條 檢閲官ハ上官ノ命ヲ承ケ郵便若ハ電氣通信ノ檢閲又

ハ電波ノ監視ニ關スルコトヲ掌ル

第十八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ醫務ヲ掌ル

第二十條 調劑官ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル

第二十一條 屬及屬補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス

第二十二條 檢閲官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ郵便若ハ電氣通信ノ

檢閲又ハ電波ノ監視ニ關スルコトニ従事ス

第二十三條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十四條 醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ従事ス

「電氣通信ノ檢閲又ハ電波ノ監視ニ關スルコトヲ掌ル」
「調劑官ハ上官ノ命ヲ承ケ調劑ヲ掌ル」
「技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル」
「醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ醫務ヲ掌ル」
「檢閲官ハ上官ノ命ヲ承ケ郵便若ハ電氣通信ノ檢閲又ハ電波ノ監視ニ關スルコトヲ掌ル」
「屬及屬補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ従事ス」
「檢閲官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ郵便若ハ電氣通信ノ

海軍省
海軍大臣
海軍省
海軍大臣
海軍省
海軍大臣
海軍省
海軍大臣
海軍省
海軍大臣

第二十五條 調劑官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第二十六條 遮信手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務又ハ技術ニ従事ス

第十一條及前項ニ規定スルモノノ外遮信手ニ關スル規程ハ總

裁之ヲ定ム

第二十七條 第十條及第十一條ノ職員ノ外郵便若ハ電氣通信ノ

檢閲又ハ電波ノ監視ニ關スルコトヲ掌ラシムル爲メ内閣總理大

臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ檢閲官ヲ

命ズルコトヲ得

第二十八條 遮信院ニ海底線工事事務所ヲ置キ海底線ノ布設及

保存工事ヲ掌ラシム

海底線工事事務所所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

海軍省
海軍大臣
海軍省
海軍大臣

本令施行ノ際現ニ通信院職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレ
 ギルトキハ通信院書記官ハ通信院書記官ニ、通信院事務官ハ通
 信院事務官ニ、通信院檢閱官ハ通信院檢閱官ニ、通信院技師ハ
 通信院技師ニ、通信院醫官ハ通信院醫官ニ、通信院調劑官ハ通
 信院調劑官ニ、通信院屬ハ通信院屬ニ、通信院檢閱官補ハ通信
 院檢閱官補ニ、通信院技師ハ通信院技師ニ、通信院醫官補ハ通
 信院醫官補ニ、通信院調劑官補ハ通信院調劑官補ニ、通信院屬
 補ハ通信院屬補ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス
 本令施行ノ際現ニ通信院職員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發
 セラレザルトキハ休職ノ儘前項ノ例ニ依リ通信院職員ニ同官等
 俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

通信院事務官ニ、通信院檢閱官ハ通信院檢閱官ニ、通信院技師ハ
 通信院技師ニ、通信院醫官ハ通信院醫官ニ、通信院調劑官ハ通
 信院調劑官ニ、通信院屬ハ通信院屬ニ、通信院檢閱官補ハ通信
 院檢閱官補ニ、通信院技師ハ通信院技師ニ、通信院醫官補ハ通
 信院醫官補ニ、通信院調劑官補ハ通信院調劑官補ニ、通信院屬
 補ハ通信院屬補ニ同官等俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノトス

伊藤
 行方